銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当で

あるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格

付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件の一部を改正する件

○金融庁告示第

号

農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準 (平成十八年金 融 庁告示第四号) 第一条第十

号及び第十一号並びに株式会社商工 一組合中 央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、 株式会社商 工. 一組合中

央金庫 がその経営の 健全性を判断するため の基準 (平成二十年財務省告示第二号) (平成二十年財務) 省告示第二号) 第一条第十一号及び

第十二号の規定に基づき、 銀行法第十四条の二の規定に基づき、 銀行がその保有する資産等に照らし自己資

本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関

及び適格格付機関 の格付に対応するものとして別に定める区分の一部を改正する件 (令和四年金融庁告示第

一十五号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

令和五年

月 日

金融庁長官 中島 淳

次の 表により、 改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

	備考 表中の [] の記載は注記である。
	業省 号)附則第二条第一項 庁
	判断するための基準の一部を改正する件(令和五年財 務
[号を加える。]	性 定
	林 水 産
[号を加える。]	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
[一·二 同上]	[一・二 略]
	及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。第日を行う場合にていてに、この告示による改正後の第二条
2 [同上]	
(経過措置)	(経過措置)
附則	附則
改正前	改正後